

文化財の修復事業 を助成します

石川県文化財保存修復工房を利用した
絵画、古文書、漆工芸品など、県内に所在する
文化財の修復事業の経費の一部を助成します



募集期間	令和7年1月14日（火）～2月28日（金）												
対象文化財	<ul style="list-style-type: none"> ●石川県内に所在する国指定重要文化財・重要有形民俗文化財 ●石川県指定有形文化財・有形民俗文化財 ●石川県内市町指定有形文化財・有形民俗文化財 ●石川県内に所在する国登録有形文化財・有形民俗文化財及び未指定文化財（一定の歴史的価値が認められたものに限ります。） <p>令和6年能登半島地震の被災有無に関わらず助成</p> <p>令和6年能登半島地震で被災したものに限り</p>												
対象者	対象文化財の所有者（または管理者） ※地方公共団体は除く												
対象事業	<p>R7.4.1 ~ R8.3.31に実施する修復事業で、次の(1)(2)を両方満たすもの</p> <p>(1) ①国・石川県・市町指定文化財の修復に対して、 国、石川県、市町からの助成が予定されていること</p> <p>②国登録文化財・未指定文化財の修復に対して、 令和6年能登半島地震復興基金からの助成が予定されていること</p> <p>(2) 石川県文化財保存修復工房を利用して行われる修復事業</p> <p>※令和6年能登半島地震復興基金から助成を受ける場合も対象です。</p>												
助成率	<p>所有者負担額の2分の1（上限100万円）</p> <p><助成率のイメージ> ※市町指定文化財の場合</p> <p>(例1) 通常の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="3">所有者負担50%</td> </tr> <tr> <td>市町助成 50%</td> <td style="background-color: yellow;">当基金 による助成 25%</td> <td>所有者 25%</td> </tr> </table> <p>(例2) 令和6年能登半島地震の被災文化財の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="3">所有者負担16.7%</td> </tr> <tr> <td>市町助成 50%</td> <td>復興 基金助成 33.3%</td> <td>当基金 による 助成 8.35% 所有者 8.35%</td> </tr> </table>	所有者負担50%			市町助成 50%	当基金 による助成 25%	所有者 25%	所有者負担16.7%			市町助成 50%	復興 基金助成 33.3%	当基金 による 助成 8.35% 所有者 8.35%
所有者負担50%													
市町助成 50%	当基金 による助成 25%	所有者 25%											
所有者負担16.7%													
市町助成 50%	復興 基金助成 33.3%	当基金 による 助成 8.35% 所有者 8.35%											

(公財) いしかわ県民文化振興基金

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1

(石川県文化観光スポーツ部文化振興課内)

TEL : 076-225-1371 FAX : 076-225-1496

いしかわの文化

検索

